

令和 4 年 4 月 工事特別仕様書 新旧対照表
(関係部分のみ抜粋)

北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書 新旧対照表

改 正 後	現 行
「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」の制定について 平成 29 年 6 月 30 日付け 29 北森二第 22 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 <u>4</u> 年 <u>3</u> 月 <u>28</u> 日 3 北森二第 <u>64</u> 号 「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。 なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成 2 2 年 4 月 1 6 日付け 2 1 北治第 8 2 8 号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成 2 2 年 3 月 2 0 日付け 2 1 北森二第 3 5 号）」については平成 2 9 年 6 月 3 0 日付けで廃止する。 森林整備保全事業特別仕様書 第 1 章 総 則 第 1 節 通 則 第 1 条 適 用 〔 略 〕 第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償） 〔 略 〕 第 3 条 諸法令の遵守 〔 略 〕 第 4 条 工事現場管理（工事標示板等） 〔 略 〕 第 5 条 施工管理 〔 略 〕 第 6 条 建設副産物 〔 略 〕 第 7 条 余裕期間 〔 略 〕 第 8 条 現場環境の整備（快適トイレ） 〔 略 〕 第 9 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化 〔 略 〕 第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領 〔 略 〕 第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策 〔 略 〕 第 12 条 無人航空機の飛行 〔 略 〕 第 2 章 材 料 第 1 節 適 用 第 13 条 適用範囲 〔 略 〕 第 2 節 木材等 第 14 条 木 材 〔 略 〕	「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」の制定について 平成 29 年 6 月 30 日付け 29 北森二第 22 号 北海道森林管理局長から各森林管理（支）署長あて 〔最終改正〕令和 <u>3</u> 年 <u>7</u> 月 <u>16</u> 日 3 北森二第 <u>29</u> 号 「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書」について制定したのでこれにより実施されたい。 なお、「北海道森林管理局 治山工事特別仕様書（平成 2 2 年 4 月 1 6 日付け 2 1 北治第 8 2 8 号）」及び「北海道森林管理局 林道工事特別仕様書（平成 2 2 年 3 月 2 0 日付け 2 1 北森二第 3 5 号）」については平成 2 9 年 6 月 3 0 日付けで廃止する。 森林整備保全事業特別仕様書 第 1 章 総 則 第 1 節 通 則 第 1 条 適 用 〔 略 〕 第 2 条 火災保険等（保険の付保及び事故の補償） 〔 略 〕 第 3 条 諸法令の遵守 〔 略 〕 第 4 条 工事現場管理（工事標示板等） 〔 略 〕 第 5 条 施工管理 〔 略 〕 第 6 条 建設副産物 〔 略 〕 第 7 条 余裕期間 〔 略 〕 第 8 条 現場環境の整備（快適トイレ） 〔 略 〕 第 9 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化 〔 略 〕 第 10 条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領 〔 略 〕 第 11 条 エゾシカ狩猟に関わる安全対策 〔 略 〕 第 12 条 無人航空機の飛行 〔 略 〕 第 2 章 材 料 第 1 節 適 用 第 13 条 適用範囲 〔 略 〕 第 2 節 木材等 第 14 条 木 材 〔 略 〕

第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工
第15条 落石防止網工
〔略〕

第4章 治山

第1節 土工
第16条 治山ダム土工
〔略〕

第2節 なだれ予防工
第17条 吊柵、吊枠
〔略〕

第3節 標識工
第18条 山地災害危険地区標識板
〔略〕

第4節 コンクリート工
第19条 コンクリートの採用基準（標準仕様書第3章第3節の規定に基づく）
〔略〕

第5章 林道

第1節 掘削工
第20条 切土施工
〔略〕

第2節 盛土工
第21条 盛土方法
〔略〕

第3節 残土
第22条 残土処理工
〔略〕

第4節 植生工
第23条 筋芝工
〔略〕
第24条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工
第25条 編柵工
〔略〕
第26条 木柵及び丸太柵工
〔略〕
第27条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工
第28条 側溝工
〔略〕
第29条 横断溝
〔略〕
第30条 集水ます工
〔略〕

第3章 共通施工

第1節 落石雪害防止工
第15条 落石防止網工
〔略〕

第4章 治山

第1節 土工
第16条 治山ダム土工
〔略〕

第2節 なだれ予防工
第17条 吊柵、吊枠
〔略〕

第3節 標識工
第18条 山地災害危険地区標識板
〔略〕

第4節 コンクリート工
第19条 コンクリートの採用基準（標準仕様書第3章第3節の規定に基づく）
〔略〕

第5章 林道

第1節 掘削工
第20条 切土施工
〔略〕

第2節 盛土工
第21条 盛土方法
〔略〕

第3節 残土
第22条 残土処理工
〔略〕

第4節 植生工
第23条 筋芝工
〔略〕
第24条 種子吹付工及び播種工
〔略〕

第5節 柵工
第25条 編柵工
〔略〕
第26条 木柵及び丸太柵工
〔略〕
第27条 鉄線かご工
〔略〕

第6節 排水施設工
第28条 側溝工
〔略〕
第29条 横断溝
〔略〕
第30条 集水ます工
〔略〕

第 13 節 工場制作工
第 45 条 材料
〔略〕

第 14 節 路体強化工
第 46 条 一般
〔略〕
第 47 条 砂利敷
〔略〕
第 48 条 路面整正
〔略〕
第 49 条 除草
〔略〕
第 50 条 側溝整備
〔略〕
第 51 条 小崩土除去
〔略〕
第 52 条 安全対策
〔略〕

林道工事施工管理基準（林業専用道に係る一部緩和）
〔略〕

林道工事施工管理基準（路体強化工）
〔略〕

林道工事施工管理基準（掻均し）
〔略〕

第 13 節 工場制作工
第 44 条 材料
〔略〕

第 14 節 路体強化工
第 45 条 一般
〔略〕
第 46 条 砂利敷
〔略〕
第 47 条 路面整正
〔略〕
第 48 条 除草
〔略〕
第 49 条 側溝整備
〔略〕
第 50 条 小崩土除去
〔略〕
第 51 条 安全対策
〔略〕

林道工事施工管理基準（林業専用道に係る一部緩和）
〔略〕

林道工事施工管理基準（路体強化工）
〔略〕

林道工事施工管理基準（掻均し）
〔略〕